

電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使った犯罪と

組織的な人的嫌がらせ犯罪を撲滅するための陳情書

2008年11月27日

総務大臣 鳩山邦夫 様

陳情者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク
理事長 石橋輝勝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号
東西館ビル本館21号室
電話&FAX 03-5212-4611

陳情趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク（以後、NPO テクノロジー犯罪被害ネットワークと称する）は、1998年1月25日、任意団体「電波悪用被害者の会」として発足以来、一貫して電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使って特定個人の精神・身体を攻撃する犯罪（以後、テクノロジー犯罪と称する）、および不特定多数あるいは特定少数による人的嫌がらせ犯罪（以後、嫌がらせ犯罪と称する）を解決すべく取り組んでまいりました。

この10年間の活動で500名に迫る被害者を確認し、その居住県から、全国的広がりがあることが分かってまいりました。また、定例会、相談会、アンケート調査（270名）を実施して被害実態の把握に努めてまいりました（アンケート調査の結果は『被害者270名アンケート調査結果報告書』にまとめて添付致しました）。そのアンケート調査結果に基づいて「テクノロジー犯罪被害フォーラム」を、昨年8月6日（月）・本年8月10日（日）東京で、本年3月2日（日）大阪で開催して、一般の皆様はこの犯罪をご理解頂くための啓蒙活動を行ってまいりました。

訴え活動としては、任意団体発足当初から、貴総務省（旧郵政省）、法務省、環境省、警察庁等関係各機関、および森元総理大臣はじめ国会議員、47都道府県知事、警視総監および各県警察本部長、全国自治体の長に本問題へのご理解と問題解決へのご協力をお願いしてまいりました。最近では、本年5月13

日警察庁長官宛て陳情書、同日警視總監宛て要望書、5月27日法務大臣宛て告発および陳情書、6月10日衆・参両議院議長宛て陳情書、9月26日自民党総裁・民主党代表宛て要望書、10月9日厚生労働大臣宛て要望書、10月23日文部科学大臣宛て要望書、11月11日防衛大臣宛て陳情書を提出して、それぞれの立場からテクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪解決に向けてのご協力と善処をお願いしてまいりました。

このように、当会は設立後一貫して、テクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪の実態およびその危険性を訴えるとともに、両犯罪を社会で認知させ、取り締まる法を整備し、結果として両犯罪を撲滅して被害者を救済すべく取り組んでまいりました。しかし未だ政府による明らかな取り組みは見られません。一方被害者は増えるばかりで居ながらにして拷問に等しい状態に置かれております。それほど悪質で卑劣な犯罪にもかかわらず、それが犯罪と認められない理由として、見えないテクノロジーが使われていることがあります。その見えない媒体の一つとして電波があり、貴省はそれを監督する電波監理局を配下に置いておりますことから、これまで二度貴省電波部電波環境課で（1998年2月17日、2000年4月25日）、他の2回は桜井充参議院議院を介して参議員会館にて問題解決へのご協力と善処をお願いしてまいりました。問題が解決されない限り当NPOは訴え続ける覚悟ですので、今回は270名のアンケート調査結果を携えて陳情というかたちでお願いする次第であります。

以下テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪をご理解頂くために、まずその犯罪事実および考えられる危険性を記し、その後陳情項目を列記致します。

テクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪事実および考えられる危険性

(1) テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で、特定個人を四六時中つきまとうことができるテクノロジーが使われています。

(2) テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で人間の生理機能・運動機能・五感・感情・三欲・思惟活動に影響を及ぼすことができるテクノロジーが使われています。

(3) テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で声・音を聞かせ、映像を見せるテクノロジーが使われています。

(4) テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で身体の各部位をピンポイントで攻撃できるテクノロジーが使われています。

(5) テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で、異物を標的に命中させることができるテクノロジーが使われています。

(6) テクノロジー犯罪が可能にしている個人攻撃は多様で、プログラム次第

でいかようにもアレンジでき、しかも24時間365日、日本中どこへ移動しようがその影響下に置くことができるようにシステム化・ネットワーク化されていると考えられます。

(7) テクノロジー犯罪には嫌がらせ犯罪が伴っています。

(8) 嫌がらせ犯罪は、詳細な打ち合わせがなければ行えないことから、それを計画し、実行する組織が被害者の周辺に存在しなければならない犯罪です。

(9) 嫌がらせ犯罪は他地域に移動しても行われることから、上記組織が各地に存在し(各自治体単位)、組織間の連絡網が完備していると考えられます。

(10) 嫌がらせ犯罪は、被害者を絶えず監視していなければ行えないことから、最先端の監視テクノロジー(盗聴・盗撮テクノロジー)が使われていると考えられます。

(11) 嫌がらせ犯罪と同時にテクノロジー犯罪を仕掛けてダメージを倍化させる手法が採られていることから、両犯罪を計画して実行する組織は同一か密接な関係があることが考えられます。

(12) テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪の対象者は老若男女を問いません。子供の頃からの被害者も多く存在します。

(13) テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪は30年を越える歴史があると考えられます。

(14) テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪、どちらも突然畳み掛けられた場合、パニックに陥っておかしくない攻撃であります。パニックに陥ることがむしろ人間の自然であります。そのような被害者の受け入れ場所として精神病院が位置づけられ定着しようとしています。これは正しい対処の仕方ではありません。この精神病院への位置づけにも作為が働いていることが考えられます。

(15) 両犯罪により、個人破壊はもちろん、家族破壊、組織破壊、社会破壊、国家破壊が可能であります。

以上確かな犯罪事実および考えられる危険性を列記致しましたが、その内容から、これは被害者だけの問題ではないことがご理解頂けると思います。これは国民的問題であり、以下その立場から下記項目陳情致します。

陳情項目

1. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で、特定個人を四六時中つきまとうことができるテクノロジーが使われておりますが、これは携帯電話に使われているテクノロジーと酷似するものと思われまます。対象が人間であるか携帯端末であるかの違いだけであります。今日では

ほとんどの国民が携帯端末を利用しており、端末の所持によってそれを利用する人の位置を確認することができます。この機能から子供たちに端末をもたせて防犯対策を図ることも計画されております。しかし多くの被害者が「端末を持たなくてもつきまとわれる」、「携帯電話が利用されるはるか以前からつきまとわれていた」と証言しており、端末の所持とは別の方法でつきまとわれていたと考えることができます。これは携帯電話の設備とは別に特定個人をつきまとうことができる技術があることを想像させるものであります。それをするにはどのような設備があつて可能なのか、携帯電話網を普及させ監督される貴省は多くの情報をお持ちのことと考えますので、つきまといテクノロジーの解明に積極的にご協力頂きますようお願い申し上げます。

2. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で人間の生理機能・運動機能・五感・感情・三欲・思惟活動にまで影響を及ぼすことができるテクノロジーが使われておりますが、これは前記つきまといテクノロジーと一体となって生理機能・運動機能・五感・感情・三欲・思惟活動に影響を及ぼす信号送信によって行われているものと考えられます。その信号技術を知るヒントとしてデルガド博士（スペイン人生理学者で、アメリカのエール大学で電磁波生体効果を研究）の著した『**Physical Control of the Mind**』があります。直訳しますと「心の物理的操作」であります。このなかでデルガド博士は、被験者となったチンパンジーや猫が「機械仕掛けのおもちやのように見えた」と表現しております。それほど自由自在に無線で遠隔から動かすことができたと自負しているのです。この本の全文翻訳が当 NPO 会員の協力で終了しましたのでここに添付致します。動物実験レベルですが、運動機能、五感・感情、三欲に無線で影響を及ぼすことができた実態が説明されておりますので是非ともご参照頂きますようお願い申し上げます。またスティモシーバーという人間への利用の説明もあります。てんかん患者と行動障害の患者の脳に電極を埋め込んで、無線で、病院内ならどこでも脳波を計測でき、異常信号をとらえた場合信号を送って治療を施せるという装置であります。このような研究が1950年代から行われ、その結果としてこの本が1969年に出版されたのであります。このような基礎研究の積み重ねがあつて可能となる被害を当会被害者は受けていると考えられるのであります。デルガドはこの著書を著わすまでに500ほどの研究論文を発表しております。それらを調査すればより明瞭になるはずであります。これによって電磁波と生体との関係を考える大転換をして頂きま

すよう切にお願い申し上げます。付け加えますと、これまでのような小児白血病と電磁波との関係の疫学的調査では人類を救えないということでもあります。デルガドの実験のように人工電磁波の積極的な利用とその生体効果の研究が必要であります。

3. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で声・音を聞かせ、映像を見せるテクノロジーが使われておりますが、それがどこに行っても行われることから、これも前記つきまといテクノロジーと一体となっていることが考えられます。しかし人や音源がないのに声・音が聞こえ、対象物がないのに映像が見えるという被害者証言は大変な現実を物語っております。これは携帯端末のような道具を使わずに声・音・映像情報を特定個人に送ることができるということでもあります。そのテクノロジーを解明するヒントとして、1970年代初頭、アメリカにあるマックギル大学のグレン・カートライト博士は「シンバイオニック・マインド」という造語を作り、「あなたがだれかと話したいと考えただけでシンバイオニック・マインドが世界中どこにしようがその人の位置を見定め、通信回線を通して直接通信を確立できるであろう」と述べております。学者である博士が『Technology Review』誌で述べたことですから、全くの空想を言っているのではなく、基礎的な研究がその時点で終わっていたことが考えられます。通信の最先端は博士の言うように、話したい特定個人と特定個人を無線でつないで、端末もなく、しかも言語を越えて会話ができることであります。その夢のようなことが既に可能となっていることを被害者証言から証明できるのであります。そのような最先端テクノロジーが悪用されて声・音・映像被害者があると考えられます。よって声・音・映像犯罪の主体は最先端の通信技術を握っている組織と断定することができます。これは通信を監督する貴省として無視することができないことと考えます。そこでこの犯罪主体の特定と技術的解明に是非ともご協力頂きますようお願い申し上げます。

4. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で身体各部位をピンポイントで攻撃できるテクノロジーが使われておりますが、これは特定個人をとらえるだけでなく、各臓器や部位を確実にとらえて、しかも見えない方法でピンポイント攻撃できる武器の存在を証明するものであります。痛みの感じ方としては、このように心臓等臓器や陰部を狙い撃ちされた痛み、針で刺されたような痛み、体中にピチピチあたる感覚等があります。針で刺された感覚については、アラン・フレイの論文

『Human auditory system response to modulated electromagnetic energy』に次のように説明があります。これは先の声・音被害の証明にもなるものであります。「1平方センチメートルあたり数マイクロワットという平均出力密度で誘発される一時的な現象を発見した。そしてこれらの効果は発信機のスイッチが入れられると自動的に起こった。適当な変調で様々な音の知覚が数インチから数千フィート離れた被験者に誘発された。幾分条件設定が異なる発信機では、頭を強く打たれる感覚が誘発された。さらに発信機の内容設定を変えると、ピンや針で刺された感覚が生じた」と述べているのであります。フレイの実験の追試と、被害者周辺で発生している電磁波信号の徹底調査が被害の証明となりますことから、その調査に踏み切って頂きますようお願い申し上げます。

5. テクノロジー犯罪が可能にしている個人攻撃は多様で、プログラム次第でいかようにもアレンジできると考えられますが、これまでの被害経験から、自分の体が極めてデリケートに見えない力に反応してしまっていることが分かります。相当微弱な電磁波で動かされていると思われ、規制レベルのはるか下で反応している体感があります。このことから人間は電磁波に対して極めてデリケートな存在であると思つづくと思うようになっている次第です。そしてこれは人間だけでなく全ての生物が同じであると考えます。昨今周囲の木々に生命力が感じられず、耐えに耐えているように見え、また自然の美しさが感じられなくなっていることは大問題であります。このデリケートさは地球環境も同じであると思われまます。人工電磁波と生体・地球環境との関係を説明している好著にロバート・ベッカーの『クロスカレント』があります。ベッカーが説明するように相互の関係が理解されまますと、電磁波の利用には限界があることが分かってまいります。貴省が推進される e-Japan 計画、それは人工電磁波で周囲を覆つてのユビキタス社会の実現でありましようが、その限界を知ることも大事であります。電磁波に大変デリケートな人間・生物・地球環境を救うためには、国際非電離放射線防護委員会が定めている「時間変化する電界、磁界及び電磁界による暴露を制限するためのガイドライン」も、WHOの電磁波と小児白血病との関係の警告も的を射ているものではないことを知るべきであります。将来の進路を国民全員で正しく考え、正しい道を選択するために、電磁波と生体・生物・地球環境との関係を考える観点を大転換して、それを情報公開して頂きますよう切にお願い申し上げます。

6. テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪は30年を越える歴史があると考えられますが、多くの被害者がプライバシーを著しく侵害され、個人情報盗まれていると考えざるを得ない状況に追い込まれております。ある被害者は自分よりも自分のことを知っているとまで表現しております。過去の細部まで知られているということはどのように判断したらいいのでしょうか。アメリカではライフログ構想が表明されており、これは全国民の足跡を記録していく構想と表現できるもののようであります。先の被害者証言を可能にするとしたら、このライフログ構想が現実化してできることのように思われます。はたして日本ではすでに稼働しているのででしょうか。これは国民総背番号制、国民絶対管理につながりますので徹底した調査をお願い申し上げます。

以上

添付書類	『被害者270名アンケート調査結果報告書』	1部
	『心の物理的コントロール』デルガド著	1部